

業務委託に係る低入札価格調査制度の対象業務の拡大について

1 低入札価格調査について

(1) 低入札価格調査制度

山形県が発注する工事又は製造以外の請負契約（建設工事に係る測量、設計、調査等を除く。以下、「その他の請負契約」という。）の締結にあたり、地方自治法施行令第167条の10第1項に規定する調査制度を適用して、落札者を決定するものです。

(2) 調査の目的

山形県では、設計金額700万円以上のその他の請負契約の入札においては、**低入札価格調査制度**により、一定の基準価格を下回る入札について、適正な施行が確保されるか調査し落札者を決定しております。

低入札価格調査においては、手抜きや下請業者に対するしわ寄せ、安全対策の不徹底などが発生することのないよう、発注者側の入札時における適正な調査と判断が求められるところです。

このため、低入札価格調査制度の対象となったその他の請負契約について、当該契約が低価格で請負可能となる理由等、受注者側のコスト構造を調査・分析することにより、低入札案件の適正な判断の指針づくりに資することを目的としております。

2 低入札価格調査制度の対象業務の拡大について

山形県では、役務の調達について契約の適正履行の確保を図るため、低入札価格調査制度の対象業務を拡大することとし、県が発注する次の業務が調査対象となります。（④～⑬が今回追加されました。）

- ① 庁舎等清掃業務の請負契約
- ② 庁舎等警備業務の請負契約
- ③ コンピュータ関連開発業務の請負契約
- ④ 庁舎等浄化槽・貯水槽の清掃、保守業務の請負契約 <<追加>>
- ⑤ 庁舎等空調設備保守業務の請負契約 <<追加>>
- ⑥ 庁舎等自家用電気工作物保守業務の請負契約 <<追加>>
- ⑦ 庁舎等消防防災設備保守業務の請負契約 <<追加>>
- ⑧ 庁舎等施設設備の管理業務の請負契約 <<追加>>
- ⑨ 庁舎等受付・電話交換業務の請負契約 <<追加>>
- ⑩ 庁舎等ねずみ昆虫駆除業務の請負契約 <<追加>>
- ⑪ 庁舎等環境測定業務の請負契約 <<追加>>
- ⑫ 一般廃棄物及び産業廃棄物の収集・運搬、処分業務の請負契約（特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物（以下、「特別管理廃棄物」という。）を除く。） <<追加>>
- ⑬ 特別管理廃棄物の収集・運搬、処分業務の請負契約 <<追加>>

3 実施時期

平成22年4月1日に締結される契約から適用します。

4 お問い合わせ先

山形県出納局総務課(023-630-2770)

村山総合支庁総務課出納室(023-621-8167)

〃 西村山総務課審査出納担当(0237-86-8119)

〃 北村山総務課審査出納担当(0237-47-8615)

庄内総合支庁総務課出納室(0235-66-5464)

山形県出納局経理課(023-630-2721)

最上総合支庁総務課出納室(0233-29-1220)

置賜総合支庁総務課出納室(0238-26-6010)

〃 西置賜総務課審査出納担当(0238-88-8207)